

令和7年度 事業別行政経営計画書

所属名	健康福祉部戸籍保険課	予算科目	2-3-1-(3)
事業名	戸籍住民基本台帳等事業		

■基礎情報

目的	・社会生活において、住民の重要な身分事項等を記載した戸籍や居住関係を記録した住民基本台帳等を各種届出に基づき作成・管理し、必要に応じ、諸証明書等の交付を行うことにより、住民が安心して生活するための基礎とする。
事務内容	・住民基本台帳事務 ・戸籍事務 ・印鑑登録事務
現在における経過又は課題	・住民基本台帳事務及び戸籍事務は、窓口での住民の手続きに要する時間の短縮や利便性の向上に向けた法改正により、新たな仕組みが取り入れられつつあり、窓口では、住民の各種手続きの内容に応じた適切な説明と対応が求められている。 ・住民基本台帳法の一部改正（令和3年5月）により、窓口で届出書類を作成する手間の軽減や事務に要する時間の短縮、窓口の混雑の緩和、利便性が向上する仕組みとして、オンラインによる転出・転入手続きのワンストップ化制度の運用を令和4年度末に開始した。 ・戸籍法の一部改正（令和元年5月）に伴い、令和2年度から令和4年度にかけ、本籍地以外の市区町村の窓口での戸籍の謄本の発行（広域交付）を可能とするためのシステム改修を行い、システムの試行運用を経て、令和6年3月から運用を開始した。 ・令和3年11月以降、戸籍における氏名の振り仮名の法制化に向けた国の法制審議会戸籍法部会の審議を経て、令和5年6月に戸籍法の一部改正（公布）が行われ、令和5年度から令和6年度にかけ、システム改修を行っている。令和6年9月の政令公布により、改正法の施行日が令和7年5月26日とされた。 ・令和3年2月から、個人番号カードを利用した住民票の写し及び印鑑登録証明書のコンビニエンスストア等での交付サービスを開始した。月平均の利用件数は、令和4年度は170件、令和5年度は272件、令和6年度は309件で推移している。
令和7年度の目標又は改善策	・本籍地以外の市区町村の窓口での戸籍の謄本の発行（広域交付）の本格運用を開始したため、窓口事務、内部の事務処理の円滑な運営に努める。 ・戸籍における氏名の振り仮名の追加について、令和7年6月以降の通知書の発送、その後の届出事務から令和8年度以降の振り仮名の一括登録のためのシステム改修まで、一連の手続きを適切に行う。 ・戸籍情報システム及び戸籍附票システムの標準準拠システムへの移行について、国庫補助金の申請手続き等、委託事業者と関係課との調整を随時行い、令和8年2月までに作業を完了する。 ・コンビニ交付サービスについて、住民の利便性や窓口の混雑緩和に繋がるよう、個人番号カードの交付時に案内するなど、周知に努める。

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系	基本目標	第 6 章	持続可能な地域経営					
	基本政策	第 2 節	行財政経営					
成果指標								
	H26実績値	R1実績値	R3実績値	R4実績値	R5実績値	R6実績値	R7実績値	R7目標値

■3年間の目標

目標	戸籍、住民記録関係の登録情報を適切に管理し、各種届出、諸証明等の交付手続きを円滑に行う。					
項 目（単位）		R5実績	R6実績	R7実績	R8目標	R9目標
戸籍に関する証明件数		5,628 件	5,888 件	6,034 件		
住民基本台帳に関する証明件数		11,507 件	11,387 件	11,815 件		

■次年度以降の予定

住民基本台帳及び戸籍に関する各種届出の手続き、システム管理を適切に行う。	
--------------------------------------	--

■作業工程（当該年度）

月	作 業 内 容
4 ～3	住民基本台帳事務 戸籍事務 印鑑登録事務 住民票の写し及び印鑑登録証明書のコンビニ交付サービス
7	戸籍の振り仮名通知書発送、届出の受付開始
2	戸籍システムの標準準拠移行

■目標又は改善策に対する取組内容

- ・本籍地以外の市区町村の窓口での戸籍の謄本の広域交付に関し、窓口で請求できる方や注意事項、本籍地でない市区町村の窓口で戸籍の届出を行う場合は従来の戸籍証明書等の添付が不要となること等を、町ＨＰや窓口で周知し、適切な事務処理に努めた。
- ・戸籍に記載される予定の氏名の振り仮名について、令和７年７月２２日に圧着はがきにより、戸籍の筆頭者あて通知した。また、改正法の施行から１年経過後の令和８年５月２６日以降に予定する、市町村長による振り仮名の一括登録のためのシステム改修及び当該改修に係る国庫補助金の申請手続きを行った。
- ・戸籍情報システム及び戸籍附票システムの標準準拠システムへの移行作業を進めた（令和６年度予算を繰越明許）。なお、作業工程の変更により、戸籍附票システムの一部作業を令和８年度に行うこととなったため、国庫補助金の変更申請手続き等を行った。
- ・窓口での住民票の写し等の交付時を始め、個人番号カードの交付時や電話での問合せ時に、カードを利用して、コンビニエンスストアで住民票の写し及び印鑑登録証明書が取得できることを口頭や資料により案内し、コンビニ交付サービスの周知に努めた。

■評価

- ・本籍地以外の市区町村の窓口での戸籍の謄本の発行は、特に、相続手続きの際の謄本請求、婚姻等の届出時の添付書類の省略が可能となることで、住民の利便性が図られるものであり、当該制度の周知や窓口での説明、事務処理を適切に対応することができた。
- ・戸籍における氏名の振り仮名の追加は、圧着はがきによる通知作業や窓口やオンラインによる届出事務、令和８年度に予定する市町村長による振り仮名の一括登録に係るシステム改修まで、予定どおり進めることができた。
- ・戸籍情報システム及び戸籍附票システムの標準準拠システムへの移行は、国庫補助金の申請手続き等、期限が定められているところ、委託事業者と関係課との調整を随時行い、作業の進捗状況を把握しながら対応した。引き続き、令和８年度のシステム改修完了まで、同様の対応を適切に行っていく。
- ・コンビニ交付サービスは、個人番号カードの普及に伴い、月平均の利用件数の推移は、年々増加傾向にある。同サービスは、役場の閉庁時間帯においても利用可能であり、住民の利便性の向上や役場窓口の混雑緩和にも繋がるため、引き続き周知を図っていく。

令和 7 年度 事業別行政経営計画書

所属名	健康福祉部戸籍保険課	予算科目	2-3-1-(4)
事業名	人口関係統計調査事業		

■基礎情報

目的	・人口動向調査：住民基本台帳において出生、死亡、転入、転出、転居等の異動をした者を集計することにより、県内の人口動向に関する統計資料とする。 ・人口動態調査：戸籍の届出（出生・死亡・婚姻・離婚・死産）の統計により、人口及び厚生行政施策の基礎資料とする。		
事務内容	・人口動向調査事務 ・人口動態調査事務		
現在における経過又は課題	・人口動向調査は、毎月初めに、前月中の異動分を愛知県に報告する。 ・人口動態調査は、月 2 回の報告があり、1～14 日までの届出分を当月 20 日までに、15～末日までの届出分を翌月 5 日までに、江南保健所に報告する。		
令和 7 年度の目標又は改善策	・人口動向調査及び人口動態調査について、指定された期間の異動分・届出分の集計作業を行い、関係機関に遅延なく報告する。		

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系	基本目標	第 6 章	持続可能な地域経営						
	基本政策	第 2 節	行財政経営						
成果指標									
	H26実績値	R1実績値	R3実績値	R4実績値	R5実績値	R6実績値	R7実績値	R7目標値	

■3年間の目標

目標	人口動向調査及び人口動態調査について、法令に基づく報告事務を適切に行う。					
項 目（単位）		R5実績	R6実績	R7実績	R8目標	R9目標
人口（各年4月1日現在）		24,153 人	23,998 人	23,938 人		
世帯数（各年4月1日現在）		10,055 世帯	10,122 世帯	10,241 世帯		

■次年度以降の予定

指定された期間の異動分・届出分の集計作業を行い、関係機関に報告する。	
------------------------------------	--

■作業工程（当該年度）

月	作 業 内 容
毎月	人口動向調査事務 ・毎月初めに、日本人及び外国人の出生、死亡、転入、転出、転居等の異動を集計し、県に報告する。
毎月	人口動態調査事務 ・毎月2回、戸籍の届出内容を入力・集計し、保健所に報告する。

■目標又は改善策に対する取組内容

・人口動態調査については、窓口での戸籍届出時に世帯の主な仕事を記入していただくよう説明し、夜間・休日の届出時の際も、同様に対応した。 ・人口動向調査については、毎月初めに集計作業を行い、報告した。

■評価

・人口動態調査の職業調査については、江南保健所に正確なデータの報告ができるよう、届出の際の記入確認、聞き取りを行い、毎月の期日までに報告することができた。 ・人口動向調査については、毎月初めに集計作業を行い、愛知県統計課に期日までに報告することができた。
--

令和7年度 事業別行政経営計画書

所属名	健康福祉部戸籍保険課	予算科目	2-3-1-(5)
事業名	個人番号カード交付事業		

■基礎情報

目的	- 平成27年10月に、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が施行されたことに伴い、すべての住民に個人番号（マイナンバー）が付与されることになった。法令の施行後も、出生や国外からの転入等の異動手続の際は、新たに個人番号を付番し、通知されている。 - 国・地方を通じた行政のデジタル化が、国として喫緊の課題となる中、デジタル社会を早期に実現するため、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤である個人番号カードの普及拡大を図る。
事務内容	- 個人番号の付番 - 個人番号カードの交付等事務 - 個人番号カードの更新事務 - 個人番号カードの電子証明書の更新事務
現在における経過又は課題	- 国は、令和4年度末までに、ほとんどの住民が個人番号カードを保有することを目指し、普及を進めていくことを目標に掲げ、市区町村は、個人番号カードの交付体制の整備や申請受付の推進のため、交付円滑化計画を策定した。 - 法改正により、「通知カード」は令和2年5月24日をもって廃止され、同年5月25日以降、出生等により新たに個人番号を取得した住民には「個人番号通知書」が送付されている。 - 令和6年度（3月末現在）の個人番号カードの交付状況は、累計21,562枚（89.9%）となっている。 - 令和2年1月から、毎月第2日曜日の午前に、個人番号カード交付窓口を開設している。 - 国による個人番号カードの普及促進事業の実施を受け、令和2年度から令和5年度にかけ、個人番号カードの交付申請に関する相談や交付手続きの来庁者が増加した。 - マイナポイント事業による健康保険証及び公金受取口座の登録支援が令和5年9月に終了したが、個人番号カードと健康保険証との一体化に伴い、カード所有者への設定支援を継続している。 - 令和6年12月から、乳児（満1歳未満）、紛失時の再交付、海外からの転入者等を対象に、個人番号カードの特急発行（申請から1週間以内）が開始されている。
令和7年度の目標又は改善策	- 個人番号カードの普及に向け、窓口や電話での申請に関する相談及び手続きのサポートに努める。 - 個人番号カードを早期に交付ができるよう、交付滞留の防止及び交付通知書の早期発送を徹底する。 - 個人番号カードを健康保険証として利用するための設定支援を行う。 - 個人番号カードの新規交付、取得から5年経過による電子証明書の更新、暗証番号の再設定を適切に行う。

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系	基本目標	第 6 章	持続可能な地域経営					
	基本政策	第 2 節	行財政経営					
成果指標								
	H26実績値	R1実績値	R3実績値	R4実績値	R5実績値	R6実績値	R7実績値	R7目標値

■3年間の目標

目標	個人番号カードの普及に向け、窓口等での申請に関する案内及び手続きのサポートに努める。					
項 目（単位）		R5実績	R6実績	R7実績	R8目標	R9目標
個人番号カードの交付件数		2,574 件	2,271 件	3,428 件		

■次年度以降の予定

個人番号カードの普及に向け、窓口等での申請に関する案内及び手続きのサポートに努める。
--

■作業工程（当該年度）

月	作 業 内 容
年間	個人番号付番事務 個人番号通知に関する事務 個人番号カードの交付等事務 個人番号カードの更新事務 個人番号カードの電子証明書の更新事務

■目標又は改善策に対する取組内容

・個人番号カードの交付手続きについて、個人番号カードが、地方公共団体情報システム機構から役場に届き次第、速やかに設定処理を行い、カード交付通知書を申請者あてに発送し、滞留することのないように努めた。 ・個人番号カードの臨時交付窓口を、第2・第3・第4水曜日の午後7時まで、第2・第4日曜日の午前9時から正午まで開設し、平日の日中の窓口の混雑解消に努めた。 ・窓口や電話にて、個人番号カードの取得に関する相談を受けた際は、申請方法から交付手続きまでの流れを説明し、希望者には交付申請書を配布した。

■評価

・個人番号カードの交付状況について、令和7年度の交付は3,428枚、令和7年度（3月末現在）までの累計は24,990枚（特急発行含む）となった。 ・個人番号カードは、申請や交付、電子証明書の更新手続きの他、健康保険証との一体化（マイナ保険証）の手續きのため、平日の窓口には多くの来庁者がいるが、平日の窓口延長及び日曜日の臨時交付窓口の開設を含め、適切に対応した。 ・今後も、国による個人番号カードの利用を普及させる施策により、カードの手續きに関する体制の充実が必要となる。また、令和6年度以降、年間を通し、カード取得から5年経過による電子証明書の更新対象者や暗証番号再設定の来庁者が増加していることから、その対応が求められる。

令和7年度 事業別行政経営計画書

所属名	健康福祉部戸籍保険課	予算科目	3-1-4-(3)
事業名	子ども医療費助成事業		

■基礎情報

目的	・子どもの福祉の増進を図るため、医療費の一部を支給し、福祉の向上に寄与する。
事務内容	・出生から高校生等（18歳到達の年度末まで）までの子どもの通院及び入院に係る医療費の自己負担分の助成を行う。
現在における経過又は課題	・出生から未就学児（6歳到達の年度末）までの通院に係る医療費及び出生から中学生（15歳到達の年度末）までの入院に係る医療費は、愛知県及び町が助成している。 ・小学生（6歳到達の年度末の翌日）から中学生（15歳到達の年度末）までの通院に係る医療費、高校生等（15歳到達の年度末の翌日から18歳到達の年度末まで）の通院及び入院に係る医療費は、町が助成している。 ・令和2年度以降、対象者数は若干の減少がみられたが、令和5年度に高校生等の通院に係る医療費を助成対象に加えたことによる対象者数の増加、医療の高度化等による一人当たり医療費の増加傾向は今後も続く予測され、安定した持続可能な事業とするためにも、医療費の抑制や財源の確保が課題となっている。 ・個人番号カードを活用した福祉医療等の公費負担医療におけるオンライン資格確認や、自治体の区域の内外を問わず、一時的な窓口負担なく受診できるよう、地方単独医療費助成の現物給付ができる仕組みのための環境整備が国において進められている。
令和7年度の目標又は改善策	・医療費の適正化に向け、チラシ等により、医薬品の自己負担額が抑えられるジェネリック医薬品の推奨や適正な受診勧奨等を実施する。 ・福祉医療等の公費負担医療におけるオンライン資格確認及び地方単独医療費助成の現物給付化について、尾北医師会、関係市町等と情報共有しながら環境整備の検討を進める。

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系	基本目標	第2章	健康で安心な暮らし					
	基本政策	第3節	社会保障					
成果指標	医療機関の適正受診とジェネリック医薬品の利用促進による医療費助成額の維持							
	H26実績値	R1実績値	R3実績値	R4実績値	R5実績値	R6実績値	R7実績値	R8目標値
	232,544千円	258,556千円	256,219千円	271,184千円	325,955千円	325,482千円	321,754千円	232,000千円

■3年間の目標

目標					
項 目（単位）			R5実績	R6実績	R7実績
			R8目標	R9目標	

■次年度以降の予定

医療費助成額やジェネリック医薬品比率の推移を把握・分析し、医療費の適正化に向けた、ジェネリック医薬品の推奨や適正な受診勧奨等を実施する。

■作業工程（当該年度）

月	作 業 内 容
4 ～3	受給者証交付申請受付・交付及び医療費抑制チラシの配布、医療費支給申請の受付（随時） 医療費の支給、月報作成（毎月）
6	補助金交付申請
11	補助金所要額報告
3	補助金変更交付申請
4	補助金実績報告（前年度分）

■目標又は改善策に対する取組内容

- ・受給者証の新規発行・更新時に、医療機関の適正受診やジェネリック医薬品の利用等について、チラシを配るなど、周知した。
- ・福祉医療等の公費負担医療におけるオンライン資格確認及び地方単独医療費助成の現物給付化について、愛知県からの情報提供をもとに尾北医師会に今後の予定等を周知し、準備作業を進めた。

■評価

- ・受給者証の利用方法は、窓口や郵便物で説明を行うことで、理解を求めることができた。ジェネリック医薬品に関するチラシにより、啓発を図ることができた。
- ・福祉医療等の公費負担医療におけるオンライン資格確認及び地方単独医療費助成の現物給付化について、愛知県からの情報提供をもとに、令和8年度以降、システム改修等、具体的な作業を進める必要がある。

令和 7 年度 事業別行政経営計画書

所属名	健康福祉部戸籍保険課	予算科目	3-1-4-(4)
事業名	障害者医療費助成事業		

■基礎情報

目的	心身障がい者の健康の保持増進を図るため、医療費の一部を支給し、福祉の向上に寄与する。		
事務内容	一定の障がいを持つ方に受給者証を発行し、保険診療による自己負担分の医療費の助成を行う。		3年に1回、受給者証の一斉更新（次回は令和7年8月1日）を行う。
現在における経過又は課題	- 対象者数はほぼ横ばいだが、医療費は増加傾向にあり、安定した持続可能な事業とするためにも、医療費の抑制や財源の確保が課題となっている。 - 個人番号カードを活用した福祉医療等の公費負担医療におけるオンライン資格確認や、自治体の区域の内外を問わず、一時的な窓口負担なく受診できるよう、地方単独医療費助成の現物給付ができる仕組みのための環境整備が国において進められている。		
令和7年度の目標又は改善策	- 医療費の適正化に向け、チラシ等により、医薬品の自己負担額が抑えられるジェネリック医薬品の推奨や適正な受診勧奨等を実施する。 - 福祉医療等の公費負担医療におけるオンライン資格確認及び地方単独医療費助成の現物給付化について、尾北医師会、関係市町等と情報共有しながら環境整備の検討を進める。		

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系	基本目標	第2章	健康で安心な暮らし						
	基本政策	第3節	社会保障						
成果指標	医療機関の適正受診とジェネリック医薬品の利用促進による医療費助成額の維持								
	H26実績値	R1実績値	R3実績値	R4実績値	R5実績値	R6実績値	R7実績値	R8目標値	
	232,544千円	258,556千円	256,219千円	271,184千円	325,955千円	325,482千円	321,754千円	232,000千円	

■ 3年間の目標

目標					
項 目（単位）	R5実績	R6実績	R7実績	R8目標	R9目標

■次年度以降の予定

医療費助成額やジェネリック医薬品比率の推移を把握・分析し、医療費の適正化に向けた、ジェネリック医薬品の推奨や適正な受診勧奨等を実施する。

■作業工程（当該年度）

月	作 業 内 容
4 ～3	受給者証交付申請受付・交付並びに医療費抑制チラシの配布、医療支給申請の受付（随時） 医療費の支給、月報作成（毎月）
7	※受給者証の一斉更新（次回：令和10年8月1日）
6	補助金交付申請
11	補助金所要額報告
3	補助金変更交付申請
4	補助金実績報告（前年度分）

■目標又は改善策に対する取組内容

- ・受給者証の新規発行・更新時に、医療機関の適正受診やジェネリック医薬品の利用等について、チラシを配るなど、周知した。
- ・福祉医療等の公費負担医療におけるオンライン資格確認及び地方単独医療費助成の現物給付化について、愛知県からの情報提供をもとに尾北医師会に今後の予定等を周知し、準備作業を進めた。

■ 評価

- ・受給者証の利用方法は、窓口や郵便物で説明を行うことで、理解を求めることができた。ジェネリック医薬品に関するチラシにより、啓発を図ることができた。
- ・福祉医療等の公費負担医療におけるオンライン資格確認及び地方単独医療費助成の現物給付化について、愛知県からの情報提供をもとに、令和８年度以降、システム改修等、具体的な作業を進める必要がある。

令和7年度 事業別行政経営計画書

所属名	健康福祉部戸籍保険課	予算科目	3-1-4-(5)
事業名	母子・父子家庭医療費助成事業		

■基礎情報

目的	母子家庭の母及び父子家庭の父並びにこれらの家庭の児童の健康の保持増進を図るため、医療費の一部を支給し、福祉の向上に寄与する。		
事務内容	児童が18歳の年度末までの母（父）子家庭の母（父）と児童及び18歳の年度末までの父母のいない児童に対し受給者証を発行し、保険診療による自己負担分の医療費の助成を行う。	毎年10月に所得判定を行い、受給者証の更新を行う。	
現在における経過又は課題	「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律」が平成26年4月23日に公布され、「母子及び寡婦福祉法」が一部改正（平成26年10月1日施行）されたことにより、大口町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正し、事業名を母子・父子家庭医療費に改め、平成26年10月1日から施行した。 - 平成30年6月の児童扶養手当法の改正により、児童扶養手当の支給制限の適用期間が変更されたことに伴い、母子・父子家庭医療制度の受給者証の有効期限を、受給者となった日以後最初に到来する7月31日から10月31日に変更し、平成31年4月1日から施行した。 - 対象者数は横ばいだが、医療費は令和元年度まで増加傾向、令和2年度及び令和3年度は減少傾向だったが、令和4年度以降は増加に転じており、安定した持続可能な事業とするためにも、医療費の抑制や財源の確保が課題となっている。 - 個人番号カードを活用した福祉医療等の公費負担医療におけるオンライン資格確認や、自治体の区域の内外を問わず、一時的な窓口負担なく受診できるよう、地方単独医療費助成の現物給付ができる仕組みのための環境整備が国において進められている。		
令和7年度の目標又は改善策	- 医療費の適正化に向け、受給者証更新時にチラシ等を利用し、医薬品の自己負担額が抑えられるジェネリック医薬品の推奨や適正な受診勧奨等を実施する。 - 福祉医療等の公費負担医療におけるオンライン資格確認及び地方単独医療費助成の現物給付化について、尾北医師会、関係市町等と情報共有しながら環境整備の検討を進める。		

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系	基本目標	第2章	健康で安心な暮らし					
	基本政策	第3節	社会保障					
成果指標	医療機関の適正受診とジェネリック医薬品の利用促進による医療費助成額の維持							
	H26実績値	R1実績値	R3実績値	R4実績値	R5実績値	R6実績値	R7実績値	R8目標値
	232,544千円	258,556千円	256,219千円	271,184千円	325,955千円	325,482千円	321,754千円	232,000千円

■3年間の目標

目標					
項 目（単位）			R5実績	R6実績	R7実績

■次年度以降の予定

医療費助成額やジェネリック医薬品比率の推移を把握・分析し、医療費の適正化に向けた、ジェネリック医薬品の推奨や適正な受診勧奨等を実施する。
--

■作業工程（当該年度）

月	作 業 内 容
4 ～3	受給者証交付申請受付・交付並びに医療費抑制チラシの配布、医療費支給申請受付（随時） 医療費の支給、月報作成（毎月）
9 10	対象者の把握と前年度の所得状況調査 受給者証の一斉更新並びに医療費抑制チラシの配布
6 11 3 4	補助金交付申請 補助金所要額報告 補助金変更交付申請 補助金実績報告（前年度分）

■目標又は改善策に対する取組内容

・受給者証の新規発行・更新時に、医療機関の適正受診やジェネリック医薬品の利用等について、チラシを配るなど、周知した。 ・福祉医療等の公費負担医療におけるオンライン資格確認及び地方単独医療費助成の現物給付化について、愛知県からの情報提供をもとに尾北医師会に今後の予定等を周知し、準備作業を進めた。
--

■評価

・受給者証の利用方法は、窓口や郵便物で説明を行うことで、理解を求めることができた。ジェネリック医薬品に関するチラシにより、啓発を図ることができた。 ・福祉医療等の公費負担医療におけるオンライン資格確認及び地方単独医療費助成の現物給付化について、愛知県からの情報提供をもとに、令和8年度以降、システム改修等、具体的な作業を進める必要がある。
--

令和7年度 事業別行政経営計画書

所属名	健康福祉部戸籍保険課	予算科目	3-1-4-(6)
事業名	精神障害者医療費助成事業		

■基礎情報

目的	精神障がい者の健康の保持増進を図るため、精神障がい者の医療費の一部を支給し、福祉の向上に寄与する。	
事務内容	一定の精神障がいを持つ方で、通院は自立支援受給者証を所有する方に、入院は診断書により申請された方に対し、保険診療による自己負担分の医療費の助成を行う。	- 精神障害者保健福祉手帳1・2級の方には、全疾病の医療費の助成を行う。 - 手帳の有効期限、通院医療対象の有効期限毎に、受給者証の更新を行う。
現在における経過又は課題	- 平成23年7月から、精神障害者保健福祉手帳1・2級の方に全疾病の医療費の助成を開始した。 - 全国的に精神障がいの方が増加傾向にある中、本町においては横ばいで推移してきたが、令和元年度以降、増加に転じている。長引く不況や生活不安などから、受給者数は、今後も増加傾向で推移すると予測されるため、いっそうの医療費の適正化が求められる。 - 個人番号カードを活用した福祉医療等の公費負担医療におけるオンライン資格確認や、自治体の区域の内外を問わず、一時的な窓口負担なく受診できるよう、地方単独医療費助成の現物給付ができる仕組みのための環境整備が国において進められている。	
令和7年度の目標又は改善策	- 医療費の適正化に向け、受給者証更新時にチラシ等を利用し、医薬品の自己負担額が抑えられるジェネリック医薬品の推奨や適正な受診勧奨等を実施する。 - 福祉医療等の公費負担医療におけるオンライン資格確認及び地方単独医療費助成の現物給付化について、尾北医師会、関係市町等と情報共有しながら環境整備の検討を進める。	

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系	基本目標	第2章	健康で安心な暮らし						
	基本政策	第3節	社会保障						
成果指標	医療機関の適正受診とジェネリック医薬品の利用促進による医療費助成額の維持								
	H26実績値	R1実績値	R3実績値	R4実績値	R5実績値	R6実績値	R7実績値	R7目標値	
	232,544千円	258,556千円	256,219千円	271,184千円	325,955千円	325,482千円	321,754千円	232,000千円	

■3年間の目標

目標					
項 目（単位）			R5実績	R6実績	R7実績

■次年度以降の予定

医療費助成額やジェネリック医薬品比率の推移を把握・分析し、医療費の適正化に向けた、ジェネリック医薬品の推奨や適正な受診勧奨等を実施する。
--

■作業工程（当該年度）

月	作 業 内 容
4 ～3	受給者証交付申請受付・交付並びに医療費抑制チラシの配布、医療費支給申請受付（随時） 医療費の支給、月報作成（毎月）
6	補助金交付申請
11	補助金所要額報告
3	補助金変更交付申請
4	補助金実績報告（前年度分）

■目標又は改善策に対する取組内容

・受給者証の新規発行・更新時に、医療機関の適正受診やジェネリック医薬品の利用等について、チラシを配るなど、周知した。 ・福祉医療等の公費負担医療におけるオンライン資格確認及び地方単独医療費助成の現物給付化について、愛知県からの情報提供をもとに尾北医師会に今後の予定等を周知し、準備作業を進めた。
--

■評価

・受給者証の利用方法は、窓口や郵便物で説明を行うことで、理解を求めることができた。ジェネリック医薬品に関するチラシにより、啓発を図ることができた。 ・福祉医療等の公費負担医療におけるオンライン資格確認及び地方単独医療費助成の現物給付化について、愛知県からの情報提供をもとに、令和8年度以降、システム改修等、具体的な作業を進める必要がある。
--

令和 7 年度 事業別行政経営計画書

所属名	健康福祉部戸籍保険課	予算科目	3-1-4-(8)
事業名	後期高齢者福祉医療費助成事業		

■基礎情報

目的	後期高齢者医療制度の加入者のうち、障がい者や精神障がい者等の方の健康の保持増進を図るため、医療費の一部を支給し、福祉の向上に寄与する。		
事務内容	後期高齢者医療制度の加入者のうち、障がい者や精神障がい者等の方の保険診療による自己負担分の医療費の助成を行う。		対象者の区分に応じ、受給者証の一斉更新（3年ごと。次回令和8年8月1日）を行う。
現在における経過又は課題	- 受給者数はほぼ横ばいだが、医療費は令和元年度まで増加傾向、令和2年度及び令和3年度は減少傾向だったが、令和4年度以降は増加に転じており、自己負担額も増加していることから、安定した持続可能な事業であるためにも、医療費の抑制や財源の確保が課題となっている。 - 個人番号カードを活用した福祉医療等の公費負担医療におけるオンライン資格確認や、自治体の区域の内外を問わず、一時的な窓口負担なく受診できるよう、地方単独医療費助成の現物給付ができる仕組みのための環境整備が国において進められている。		
令和7年度の目標又は改善策	- 医療費の適正化に向け、受給者証の一斉更新時にチラシ等を利用し、医薬品の自己負担額が抑えられるジェネリック医薬品の推奨や適正な受診勧奨等を実施する。 - 福祉医療等の公費負担医療におけるオンライン資格確認及び地方単独医療費助成の現物給付化について、尾北医師会、関係市町等と情報共有しながら環境整備の検討を進める。		

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系	基本目標	第2章	健康で安心な暮らし					
	基本政策	第3節	社会保障					
成果指標	医療機関の適正受診とジェネリック医薬品の利用促進による医療費助成額の維持							
	H26実績値	R1実績値	R3実績値	R4実績値	R5実績値	R6実績値	R7実績値	R8目標値
	232,544千円	258,556千円	256,219千円	271,184千円	325,955千円	325,482千円	321,754千円	232,000千円

■3年間の目標

目標					
項 目（単位）			R5実績	R6実績	R7実績

■次年度以降の予定

医療費助成額やジェネリック医薬品比率の推移を把握・分析し、医療費の適正化に向けた、ジェネリック医薬品の推奨や適正な受診勧奨等を実施する。

■作業工程（当該年度）

月	作 業 内 容
4 ～3	受給者証交付申請受付・交付及び医療費抑制チラシの配布、医療費支給申請の受付（随時） 医療費の支給、月報作成（毎月）
7	受給者証の更新案内送付並びに医療費抑制チラシの配布 ※受給者証の一斉更新（次回：令和8年8月1日）
6 11 3 4	補助金交付申請 補助金所要額報告 補助金変更交付申請 補助金実績報告（前年度分）

■目標又は改善策に対する取組内容

- ・受給者証の新規発行・更新時に、医療機関の適正受診やジェネリック医薬品の利用等について、チラシを配るなど、周知した。
- ・福祉医療等の公費負担医療におけるオンライン資格確認及び地方単独医療費助成の現物給付化について、愛知県からの情報提供をもとに尾北医師会に今後の予定等を周知し、準備作業を進めた。

■評価

- ・受給者証の利用方法は、窓口や郵便物で説明を行うことで、理解を求めることができた。ジェネリック医薬品に関するチラシにより、啓発を図ることができた。
- ・福祉医療等の公費負担医療におけるオンライン資格確認及び地方単独医療費助成の現物給付化について、愛知県からの情報提供をもとに、令和8年度以降、システム改修等、具体的な作業を進める必要がある。

令和7年度 事業別行政経営計画書

所属名	健康福祉部戸籍保険課	予算科目	3-1-4-(9)
事業名	後期高齢者医療保険事業（一般会計）		

■基礎情報

目的	・高齢者の医療費を中心に増加していく国民医療費を背景に、国民皆保険制度を将来にわたり維持するため、現役世代と高齢者とともに支え合うこと、また老人保健制度では現役世代と高齢者世代の世代間の負担の公平が指摘されていたため、この負担を明確化し、公平で分かりやすくすることを目的に創設された。
事務内容	・健康診査事務 ・後期高齢者医療制度支援事務
現在における経過又は課題	・高齢化を背景に被保険者数及び医療費は年々増加している。今後、75歳以上の人口のさらなる増加により、医療費の増大が想定されることから、後期高齢者医療制度の安定した持続可能な制度運営のためにも、医療費の抑制は課題となっている。 ・「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」に向け、関係部署との協議を進め、令和3年度から事業を開始している。 ・後期高齢者医療広域連合システム稼働用のパソコン、プリンターの機器更新は、令和5年度後半に予定されていたが、愛知県後期高齢者医療広域連合の機器更新の工程変更に伴い、令和6年度後半に行った。 ・令和6年6月12日に公布された「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」（令和6年法律第47号）において、少子化対策の強化を目的として「子ども・子育て支援金制度」が創設され、国が医療保険者から「子ども・子育て支援納付金」を徴収することとなった。後期高齢者医療保険料について、令和8年度から、子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てるため、従来の賦課額（基礎賦課額）に加え、「子ども・子育て支援納付金賦課額」が新たに規定される。
令和7年度の目標又は改善策	・年齢到達による新規加入者に対し、保険料賦課の根拠等を分かりやすく示す案内文書等を配布し、制度の周知徹底を図る。 ・資格確認書の一斉更新時に「ジェネリックカード」を配布し、医療費の抑制を図る。 ・高齢者に対する保健事業と介護予防の一体的実施の充実を図るため、関係部署と連携し、健康課題を分析・共有しながら、事業を実施する。 ・子ども・子育て支援納付金制度の令和8年度の施行に向け、愛知県後期高齢者医療広域連合からの情報提供をもとに、システム改修、事務処理等の準備作業を進める。

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系	基本目標	第2章	健康で安心な暮らし						
	基本政策	第3節	社会保障						
成果指標									
	H26実績値	R1実績値	R3実績値	R4実績値	R5実績値	R6実績値	R7実績値	R7目標値	

■3年間の目標

目 標	新規加入者に対する制度の周知を始め、高齢者に対する保健事業と介護予防の一体的実施の進捗状況を評価し、対象事業の充実を図る。					
項 目（単位）		R5実績	R6実績	R7実績	R8目標	R9目標
被保険者数(各年度末現在)		3,361 人	3,461 人	3,504 人		
一人当たり医療給付費		868,821 円	869,638 円	950,953 円		

■次年度以降の予定

高齢者に対する保健事業と介護予防の一体的実施の進捗状況を評価し、対象事業の充実を図る。	
---	--

■作業工程（当該年度）

月	作 業 内 容
4	後期高齢者医療システムの借上げ 人間ドック受付
6	健診案内送付
8	被保険者証更新
毎月	75歳到達による新規加入者への案内 ※制度改正に伴うシステム改修は随時

■目標又は改善策に対する取組内容

- ・年齢到達による新規加入者に対する案内文書を対象者に配布した。
- ・被保険者証の一斉更新時にジェネリックシールを配布した。
- ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について、長寿ふくし課と連携し、口腔機能の維持向上のため、後期高齢者口腔機能健診の有所見者等を対象に、口腔ケア、歯科受診勧奨、食事摂取に関する保健指導を実施した。
- ・地域の活動の場（8か所）を訪問し、各地域の健康課題に沿ったテーマで健康教育を実施した。また、体力測定等で参加者の状況を把握し、継続的に体操等の支援を行うことで、参加者のフレイル予防に努めた。
- ・また、後期高齢者健診の結果から、体重減少のみられる方を対象に、看護師、栄養士が訪問し、低栄養予防のための保健指導を実施した。
- ・子ども・子育て支援納付金制度の令和8年度の施行に向け、愛知県後期高齢者医療広域連合からの情報提供をもとに、システム改修等の準備作業を進めた。

■評価

- ・後期高齢者医療の新規加入者から寄せられる質問、相談等に対し、適切な対応を図ることができた。
- ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業では、ハイリスクアプローチ（生活習慣病の重症化やフレイルリスクの高い人に対し、個別にアプローチし、その改善を促すもの）、ポピュレーションアプローチ（健康に関心のない人や予備群でありながら自覚していない人も含め、広く対象とするもの）ともに、継続的な支援を続けることで、フレイル予防や生活機能の維持に繋げることができた。しかし、複数の慢性疾患を抱えることによる身体的負担や社会性の低下による精神気虚弱など、同時に多くの課題を有していることから、ハイリスクとポピュレーションの連携を強化し、複合的に取組を進める必要がある。
- ・令和8年度から子ども・子育て支援納付金制度が始まるが、保険料率の改定年度でもあることから、愛知県後期高齢者医療広域連合からの情報提供をもとに、加入者に対する説明や周知が求められる。

令和 7 年度 事業別行政経営計画書

所属名	健康福祉部戸籍保険課	予算科目	3-1-5-(3)
事業名	国民年金事業		

■基礎情報

目的	・国民年金法、年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づき、国民年金等の各種届出・申請・請求に係る受理・審査・報告に関する事務処理を法定受託事務として行う。		
事務内容	【法定受託事務】 ・届出の受理及び報告（第1号被保険者に係る届出に限る） ・任意脱退申請の受理 ・任意加入の申出の受理及び事実の審査 ・裁定請求（福祉年金含む）の受理及び事実の審査（第1号被保険者期間を有する者に限る） ・障害基礎年金改定請求の受理 ・保険料の免除	・学生の納付特例及び若年者保険料納付猶予に係る申請の受理及び事実の審査 ・産前産後納付免除 ・年金生活者支援給付金に関する請求書等の受理及び請求に係る事実の審査	【その他の業務】 ・被保険者又は受給者に係る届出（福祉年金を含む）の受理及び事実の審査 ・各種窓口相談・ねんきん特別便に関すること等
現在における経過又は課題	・国民年金事務は、平成12年4月1日に施行された「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」（地方分権一括法）により役割分担が見直され、市町村で行っていた機関委任事務が廃止され、法定受託事務に移行された。 ・国民健康保険と連携し、国民年金資格取得の届出漏れがないよう手続きを行う必要がある。 ・経済的理由等で年金の納付が困難な加入者に対し、必要に応じて免除申請の手続きを行う必要がある。		
令和7年度の目標又は改善策	・国民年金等の各種届出書を受け付け、定期的に日本年金機構へ進達する。 ・年金事務所と連携しながら、国民年金被保険者に対する相談を継続する。 ・学生、経済的理由で年金の納付が困難な場合等、個々の事情に応じ、納付免除・納付猶予等について説明し、適切な手続きを行う。		

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系	基本目標	第2章	健康で安心な暮らし						
	基本政策	第3節	社会保障						
成果指標									
	H26実績値	R1実績値	R3実績値	R4実績値	R5実績値	R6実績値	R7実績値	R7目標値	

■3年間の目標

目 標	国民年金に関する各種届出の手続き、システム管理を適切に行う。					
項 目（単位）		R5実績	R6実績	R7実績	R8目標	R9目標
年金相談件数		25 件	21 件	27 件		

■次年度以降の予定

国民年金に関する各種届出の手続き、システム管理を適切に行う。	
--------------------------------	--

■作業工程（当該年度）

月	作 業 内 容
年間	資格取得・喪失・免除申請等各種届書の受付及び進達（随時） 年金相談日…4月、6月、8月、11月、2月（年5回）
7	国民年金事務費交付金実績報告 年金生活者支援給付金支給事務調査
2	国民年金事務費交付金申請

■目標又は改善策に対する取組内容

・国民年金の取得、喪失漏れ等がないよう、国民健康保険の加入手続きと併せ、手続きを行った。また、国外からの転入者については、社会保険加入の有無を確認した上で、国民年金の取得手続きを説明した。 ・経済的理由により、国民年金保険料の納付が困難な方については、未納にならないよう、窓口で免除・納付猶予申請について説明し、手続きを進めた。 ・一宮年金事務所と連携し、年金相談を4月・6月・8月・11月・2月に開催した。 ・窓口で受け付けた年金異動届、免除・納付猶予申請・学生納付特例申請等は、内容を確認の上、定期的に日本年金機構名古屋広域事務センターに進達した。

■評価

・国民年金に関する各種届出の他、国民健康保険と連携し、国民年金の取得、喪失もれ等がないよう手続きを行うことができた。 ・年金相談は、予定どおり5回、実施することができた。役場での年金相談は、相談者にとって利便性が高いため、引き続き、一宮年金事務所と連携し、継続していけるよう調整を図っていく。

令和 7 年度 事業別行政経営計画書

所属名	健康福祉部戸籍保険課	予算科目	4-1-3-(4)
事業名	養育医療費助成事業		

■基礎情報

目的	・未熟児は、正常な新生児に比べて生理的に欠陥があり、疾病にもかかりやすく、その死亡率が極めて高いだけでなく、心身の障がいを残すことも多い。生後速やかに適切な処置を講ずることが必要であることから、指定医療機関に入院した未熟児に必要な医療を給付し、適正な養育を行う。		
事務内容	【養育医療の給付】 ・養育のため、指定医療機関に入院する必要がある未熟児に対し、その養育に必要な医療の給付を行う。 【費用の徴収】 ・養育医療を給付したときは、扶養義務者から負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収する。		【手続き】 ・養育医療の給付が必要とされた新生児の保護者から申請があった場合に、速やかに受診券を交付する。レセプト等で診療日数が明らかになり次第、負担金を決定し、通知する。負担金は、子ども医療費として支給（充当）する旨を併せて通知する。
現在における経過又は課題	・平成 2 4 年度以前の実施主体は、都道府県、指定都市、中核市、保健所設置市、特別区であったが、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成 2 3 年法律第 1 0 5 号）の施行により、平成 2 5 年 4 月 1 日から、市町村へ権限移譲された。		
令和 7 年度の目標又は改善策	・本事業は、指定医療機関の医師の判断により開始される医療が対象であるが、未熟児で出生した子が必要な高度の入院治療を受けられるよう、養育にかかる保護者の費用の負担軽減のための給付を適切に行い、家族が安心して療養・看護できるよう支援する。 ・保護者の申請手続きの際は、説明を十分に行い、不安感を軽減できるよう努める。		

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系	基本目標	第2章	健康で安心な暮らし						
	基本政策	第3節	社会保障						
成果指標									
	H26実績値	R1実績値	R3実績値	R4実績値	R5実績値	R6実績値	R7実績値	R7目標値	

■3年間の目標

目標	養育医療費助成事業の適正実施（養育医療の必要な未熟児に対し、適切な給付を行う）					
項 目（単位）		R5実績	R6実績	R7実績	R8目標	R9目標
養育医療受給人数		5 人	3 人	5人		

■次年度以降の予定

養育医療費助成事業の適正実施（養育医療の必要な未熟児に対し、適切な給付を行う）	
---	--

■作業工程（当該年度）

月	作 業 内 容
4～3	医療費の月報作成(毎月)
6	補助金交付申請
1	補助金交付申請
3	補助金変更申請

■目標又は改善策に対する取組内容

・ 養育医療の必要な未熟児に対し、適切な給付を行った。 ・ 手続に際しては、申請者に対し、分かりやすく丁寧な制度説明に努めた。
--

■評価

・ 申請者から寄せられる質問、相談等に、適切に対応することができた。
--